株主各位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 株式会社証券保管振替機構 代表取締役社長 加 藤 治 彦

第14回定時株主総会決議御通知

拝啓 平素は、格別の御高配を賜り、厚く御礼 申し上げます。

さて、本日開催の当社第14回定時株主総会に おいて、下記のとおり報告及び決議がされまし たので、御通知申し上げます。

敬具

記

- **報告事項 1**. 第14期(平成26年4月1日から平成 27年3月31日まで)に関する事業報 告及び計算書類報告の件
 - 2. 第14期(平成26年4月1日から平成 27年3月31日まで)に関する連結計 算書類並びに会計監査人及び監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件 本件は、その内容を報告いたしまし た。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、 期末配当については1株につき60,000 円と決定いたしました(剰余金の配当 が効力を生じる日:平成27年6月16日)。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されま した。

変更の内容は、次のとおりです。

(1) 定款

(下線は変更部分を示します。)

前

変 更 後	変 史
(目 的)	(目 的)
第2条 本会社は、次の業務	第2条 本会社
を営むこと <u>を目的</u> とする。	を営むことと
(1) • (2) (略)	(1) • (2)
	(機関の設置)
(削る)	第4条 本会社

第4条 (略)

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株 式総数は、20,000株 とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 本会社の株式の譲渡 による取得については、書 面により請求し、取締役会 の承認を受けなければなら ない。ただし、取締役会に おいて定める場合にあって は、執行役社長の承認によ ることができる。

第7条・第8条 (略)

(募集株式の発行)

第9条 本会社は、会社法第 199条第1項の募集にお いて、株主に株式の割当て を受ける権利を与える場合 には、取締役会の決議をも って、同項各号に掲げる募 集事項及び会社法第202 条第1項各号に掲げる事項 を定める。

第10条・第11条 (略)

(株主総会の招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令 に別段の定めがある場合を 除き、執行役社長を兼務す る取締役が招集し、議長と なる。

土は、次の業務 する。

(略)

上は、取締役会、 監査役、監査役会及び会計 監査人を置く。 第5条 (略)

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株 式総数は、10,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 本会社の株式の譲渡 による取得については、書 面により請求し、取締役会 の承認を受けなければなら ない。ただし、取締役会に おいて定める場合にあって は、代表取締役の承認によ ることができる。

第8条・第9条 (略)

(募集株式の発行)

第10条 本会社は、会社法 第199条第1項の募集に おいて、株主に株式の割当 てを受ける権利を与える場 合には、取締役会の決議を もって、同条同項各号に掲 げる募集事項及び会社法2 02条第1項各号に掲げる 事項を定める。

第11条・第12条 (略)

(株主総会の招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令 に別段の定めがある場合を 除き、社長が招集し、議長 となる。

変 更 後

2 執行役社長を兼務する取 締役に事故があるときは、 あらかじめ取締役会の定め た順序により、他の執行役 を兼務する取締役が株主総 会を招集し、議長となる。 (決議方法)

第13条 株主総会の決議 は、法令又は本定款に別段 の定めがある場合を除き、 出席した議決権を行使する ことができる株主の議決権 の過半数をもって行う。

2 (略)

第14条・第15条 (取締役会の設置)

<u>第16条</u> 本会社は、取締役 会を置く。

(取締役の員数)

- 第17条 本会社の取締役 は、<u>14名</u>以内とする。 (取締役の任期)
- 第20条 取締役の任期は、 選任後<u>1年</u>以内に終了する 事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終 結の時までとする。
- 2 増員のため選任された取 締役又は任期の満了前に退 任した取締役の補欠として 選任された取締役の任期は、 他の在任<u>中の</u>取締役の任期 の満了する時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その 決議をもって取締役の中か ら会長1名を置くことがで きる。

(削る)

(削る)

変 更 前

2 社長に事故があるときは、 あらかじめ取締役会の定め た順序により、他の取締役 が株主総会を招集し、議長 となる。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議 は、法令又は本定款に別段 の定めがある場合を除き、 議決権を行使することがで きる株主の議決権の過半数 を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもって 行う

2 (略)

第15条・第16条 (略)

(新設)

(取締役の員数)

第17条 本会社の取締役 は、<u>22名</u>以内とする。 (取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終 結の時までとする。
- 2 増員のため選任された取 締役又は任期の満了前に退 任した取締役の補欠として 選任された取締役の任期は、 他の在任取締役の任期の満 了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 本会社に社長1名 を置き、取締役会の決議を もって代表取締役の中から 選定する。
- 2 本会社に会長1名並びに 専務取締役及び常務取締役 各若干名を置くことができ る。
- 3 前項の会長、専務取締役 及び常務取締役は、取締役 会の決議をもって取締役の 中から選定する。

変 更 変 更 後 前 (削る) 4 社長は、本会社の業務を 総理する。 (削る) 5 専務取締役及び常務取締 役は、社長を補佐し、本会 社の業務を執行する。 (削る) 6 社長に事故があるときは、 あらかじめ取締役会の定め

(取締役の責任免除)

第22条 (略)

2 本会社は、会社法第42 7条第1項の規定により、 取締役(業務執行取締役等 であるものを除く。) とに、任務を怠ったことにでいる 損害賠償責任を限すがことになる 契約を締結することがによる 契約を締結することがによる さ、ただし、当該契約限度 は、法令が定める最低責任 限度額とする。

(取締役会の運営)

第23条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

(削る)

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

3 (略)

6 社長に事故があるときは、 あらかじめ取締役会の定め た順序により、他の取締役 がその職務を行う。 (西絃のの妻に免除)

(取締役の責任免除)

第22条 (略)

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令 に別段の定めがある場合を 除き、社長が招集し、その 議長となる。

- 2 取締役会を招集するには、 会日より3日前までに、各 取締役及び各監査役にその 通知を発するものとする。 ただし、緊急やむを得ない ときは、この期間を短縮す ることができる。
- 3 取締役及び監査役の全員 の同意があるときは、招集 の手続を経ないで取締役会 を開催することができる。
- 4 (略)

変 更 後

4 取締役が取締役会の決議 の目的である事項について 提案をした場合において、 取締役の全員が書面又は意思 磁的記録により同意の当該思 表示をしたときは、当該提 案を可決する旨の取締役会 の決議があったものとみな す。

5 (略)

(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 取締役会は、法令 に別段の定めがある場合を 除き、あらかじめ取締役会 が定めた取締役が招集し、 議長となる。

2 前項により定めた取締役 に事故があるときは、あら かじめ取締役会の定めた順 序により、他の取締役が取 締役会を招集し、議長とな る。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

変 更 前

5 取締役が取締役会の決議 の目的である事項について、 提案をした場合において、 取締役の全員が書意のま 酸的記録によきは、 表示をしたときはの取締役会 の決議があったものとみな す。ただし、監査役が当該 提案について異議を述べた ときは、この限りでない。

6 (略)

(新設)

第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (監査役の員数)

 第24条
 本会社の監査役

 は、5名以内とする。

 (監査役の選任)

第25条 監査役は、株主総 会の決議によって選任する。

2 前項の決議は、議決権を 行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行

(監査役の解任)

 第26条
 監査役は、株主総会の決議によって解任することができる。

2 前項の決議は、議決権を 行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その 議決権の3分の2以上をも って行う。

変更後	変更前
(削る)	(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、
(H1Q)	選任後4年以内に終了する
	事業年度のうち最終のもの
	に関する定時株主総会終結 の時までとする。
	2 任期の満了前に退任した
	監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任
	した監査役の任期の満了す
	<u>る時までとする。</u> (監査役の責任免除)
(削る)	第28条 本会社は、会社法
	第426条第1項の規定に
	より、任務を怠ったことに よる監査役 (監査役であっ
	た者を含む。)の損害賠償責
	任を、取締役会の決議によって、法令の限度において
	免除することができる。
	2 本会社は、会社法第42 7条第1項の規定により、
	社外監査役との間に、任務
	を怠ったことによる損害賠 償責任を限定する契約を締
	結することができる。ただ
	し、当該契約に基づく損害 賠償責任の限度額は、法令
	が定める最低責任限度額と
	<u>する。</u> (監本犯人)
(削る)	(<u>監査役会)</u> 第29条 監査役会を招集す
	るには、会日より3日前ま
	<u>でに各監査役にその通知を</u> 発するものとする。ただ
	し、緊急やむを得ないとき
	は、この期間を短縮することができる。
	2 監査役の全員の同意があ
	るときは、招集の手続を経 ないで監査役会を招集する
	ことができる。
	3 監査役会の決議は、法令 に別段の定めがある場合を
	除き、監査役の過半数をも
	<u>って行う。</u>

変 更 後	変 更 前
	4 監査役会は、監査役の中
	から、その決議により常勤
	監査役を選定する。
	5 監査役会に関するその他
	の事項は、法令又は本定款
	に別段の定めがある場合を
	除き、監査役会において定
	める監査役会規則による。
第5章 指名委員会、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会 (指名委員会、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会	(新設)
の設置)	
第25条 本会社は、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会を置く。	(新設)
<u>へ。</u> (委員の選定等)	
第26条 指名委員会、監査	(新設)
委員会及び報酬委員会を構	(4)1112/
成する委員は、取締役の中	
から、取締役会の決議によ	
って選定する。	
<u>2</u> リスク委員会を構成する	
委員は、取締役、執行役そ	
の他取締役会が適当と認め	
る者の中から、取締役会の	
決議によって選任する。	
3 各委員会の委員長は、各	
委員会を構成する委員の中	
から、取締役会の決議によ	
って選定する。	
(各委員会の職務等)	
第27条 指名委員会は、株	(新設)
主総会に提出する取締役の	
選任及び解任に関する議案	
の内容を決定する。	
2 監査委員会は、次に掲げる 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
<u>る職務を行う。</u> (1) 取締役及び執行役の	
職務の執行の監査並びに	
監査報告の作成	
(2) 株主総会に提出する	
会計監査人の選任及び解	
任並びに会計監査人を再	
任しないことに関する議	
案の内容の決定	

変更後	変	更	前
3 報酬委員会は、取締役及			
び執行役が受ける個人別の			
報酬等の内容に係る決定に			
関する方針及び個人別の報			
酬等の内容を決定する。執			
行役が本会社の使用人を兼			
ねているときは、当該使用			
人の報酬等の内容について			
も、同様とする。			
4 リスク委員会は、取締役 会に対して、本会社及びそ			
の子会社に関するリスク全			
般について助言を行う。			
(各委員会に関する事項)			
第28条 各委員会に関する		(新設)	
その他の事項は、法令又は		(/// BA/	
本定款に別段の定めがある			
場合を除き、取締役会にお			
いて定める指名委員会規			
則、報酬委員会規則、監査			
委員会規則及びリスク委員			
会規則による。			
<u>第6章</u> 執行役		(新設)	
(執行役の設置)			
第29条 本会社は、執行役		(新設)	
<u>を置く。</u>			
(執行役の職務等)		(立仁 元 九)	
第30条 執行役は、取締役 会の決議によって選任する。		(新設)	
2 執行役は、次に掲げる職			
務を行う。			
(1) 取締役会の決議によ			
って委任を受けた本会社			
の業務の執行の決定			
(2) 本会社の業務の執行			
(執行役の任期)			
第31条 執行役の任期は、		(新設)	
選任後1年以内に終了する			
事業年度のうち最終のもの			
に関する定時株主総会の終			
結後最初に招集される取締 役会の終結の時までとする。			
<u> 役</u>			
して選任された執行役の任			
期は、他の在任中の執行役			
の任期の満了する時までと			
する。			

変更後	変更前
(代表執行役及び役付執行役) 第32条 代表執行役は、執 行役の中から、取締役会の 決議によって選定する。 2 本会社に社長1名を置き、 執行役の中から、取締役会 の決議によって選定する。 3 本会社に専務及び常務各 若干名を、執行役の中から、 取締役会の決議によって置 くことができる。 4 執行役社長に事故がある ときは、あらかじめ取締役 会の定めた順序により、他 の執行役がその職務を行う。 (執行役の責任免除)	(新設)
第33条 本会社は、会社法 第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことに よる執行役(執行役であっ た者を含む。)の損害賠償責 任を、法令の限度におい て、取締役会の決議によっ て免除することができる。 (執行役に関する事項)	(新設)
第34条 執行役に関するその他の事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める執行役規則による。	(新設)
第7章 会計監査人 (会計監査人の設置)	(新設)
第35条 本会社は、会計監 査人を置く。 (会計監査人の選任)	(新設)
第36条 会計監査人は、株 主総会の決議によって選任 する。 (会計監査人の任期)	(新設)
第37条 会計監査人の任期 は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。	(新設)

変 更 後

変 更 前

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の 決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において 再任されたものとみなす。

<u>第8章</u> <u>諮問委員会</u> (諮問委員会)

<u>第38条</u> 本会社は、諮問委 員会を置く。

- 2 諮問委員会は、本会社の 利用者本位の業務運営の遂 行に資するものとなるよう、 本会社の業務運営に関する 事項について、執行役の諮 間に応じ又は執行役に意見 を述べることができる。
- 3 諮問委員会の構成、議事 手続その他諮問委員会の運 営に関し必要な事項は、執 行役社長が定める諮問委員 会規則による。

第9章計算第39条(略)(剰余金の配当)

- 第40条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。
- 2 本会社の剰余金の配当の 基準日は、毎年3月31日 とする。
- 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 4 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。
- 5 前項の配当財産には、利息を付さない。

(新設)

(新設)

<u>第6章</u> 計 算 第30条 (略)

(剰余金の配当)

第31条 本会社は、<u>毎事業</u> 年度末日における最終の株 主名簿に記載又は記録され た株主又は登録株式質権者 に対して、剰余金の配当を 行うことができる。

(新設)

(新設)

- 2 前項の剰余金の配当については、株主が支払提供の日から起算して3年以内に受領しないときは、本会社は支払の義務を免れる。
- 3剰余金の配当には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

(2) 附則

この変更は、平成27年7月24日から施行する。

第3号議案 取締役13名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、 取締役に加藤治彦氏、齊藤宗孝氏、神 尾衞氏、岩永守幸氏、久保田政一氏、 小林一也氏、志村正之氏、中川雅久氏、 平木秀樹氏、平田公一氏、前田重行氏、 宮下尚人氏及び村林聡氏が選任され、 第2号議案に係る定款変更の効力が生 じた時をもって、それぞれ就任するこ ととなりました。

なお、神尾衞氏、岩永守幸氏、久保田 政一氏、小林一也氏、志村正之氏、中 川雅久氏、平木秀樹氏、平田公一氏、 前田重行氏、宮下尚人氏及び村林聡氏 は、会社法第2条第15号に定める社外 取締役です。

第4号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案のとおり承認可決され、 当事業年度末時点の常勤取締役5名に 対し、役員賞与総額22,000,000円を支 給することが決定いたしました。

以上